



## 【ご参考】

### 1. 公募による自己株式の処分及び株式売出しの概要

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 募集株式数   | 当社普通株式 750,000株   |
| (2) 売出株式数   | ① 引受人の買取引受による売出し<br>当社普通株式 250,000株<br>② オーバーアロットメントによる売出し (※)<br>当社普通株式 上限150,000株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2024年3月13日(水曜日)から<br>2024年3月19日(火曜日)まで  |
| (4) 価格決定日   | 2024年3月21日(木曜日)<br>(処分価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。)           |
| (5) 申込期間    | 2024年3月22日(金曜日)から<br>2024年3月27日(水曜日)まで  |
| (6) 払込期日    | 2024年3月28日(木曜日)   |
| (7) 株式受渡期日  | 2024年3月29日(金曜日)   |

### (※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が150,000株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である小川亮(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、みずほ証券株式会社は、150,000株を上限として貸株人より追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、2024年4月26日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、みずほ証券株式会社は、2024年3月29日(上場日)から2024年4月26日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 2. ロックアップについて

公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である小川亮、売出人である藤沢亜理沙(戸籍上の氏名:豊田亜理沙)並びに当社株主(新株予約権者を含む。)である中村直樹、株式会社KINOCOS、Don't Look Back in Anger株式会社及び開原信一他34名は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2024年9月24日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式をみずほ証券株式会社が取得する

ご注意: この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

こと等を除く。)等を行わない旨合意しております。

また、売出人であるWMグロース4号投資事業有限責任組合は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後90日目の2024年6月26日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が処分価格(募集価格)の1.5倍以上であって、みずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。)等を行わない旨合意しております。

さらに、当社株主である久保ひふみは、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後90日目の2024年6月26日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、その売却価格が処分価格(募集価格)の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後にみずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等を除く。)等を行わない旨合意しております。

加えて、当社はみずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2024年9月24日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、公募による自己株式の処分、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社は上記90日間又は180日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っておりません。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。